

教保体第751号
平成29年7月3日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

不審者による被害事故防止の徹底について（通知）

日頃、児童生徒に対する安全教育の推進及び不審者被害事故防止について、御指導いただき感謝申し上げます。

児童生徒の安全管理の徹底につきまして、平成29年4月3日付け教保体第1号で依頼しているところですが、6月以降、県内各所にて不審者による液体噴霧事案やわいせつ事案、県立学校における不審者侵入事故も発生しており、大変憂慮すべき状況です。

また、県警本部からの防犯速報にもあるとおり、夏季期間中は女性や子どもを狙った声かけ事案が増える傾向もあります。

つきましては、改めて各年齢期に応じ、下記事項を参考に、不審者による被害事故防止や不審者侵入防止について御指導いただき、併せて保護者への協力依頼もお願いいたします。さらに、万が一、事件や事故が発生した場合に迅速に対応できるよう危機管理体制の再確認をお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知と指導について、御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 指導の重点項目

- (1) 不審者がいないか周囲を警戒することを習慣にさせる。時々振り返るなど、常に警戒心を持たせる。
- (2) 定期的に防犯ブザーは、いざという時にすぐに使える状態を確認させる。
- (3) 明るい道、複数人下校を心がけ、遅い時間、暗い道を一人で帰らせない。
- (4) 危険な《ながら歩き》は絶対にやめる。イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンの操作をしたりしながらの歩行は危険。
- (5) 被害に遭わないための「4つの約束」の指導。
 - ・ ひとりにならない
 - ・ しらない人についていかない
 - ・ 大きな声でたすけを呼ぶ
 - ・ だれとどこで何時まであそぶか家の人に話す
- (6) 何かあったらすぐ110番通報。
- (7) 不審者の侵入を防ぐため、校内門扉、校舎入口等の施錠の確認。夜間及び休日の施錠の確認。来校者への入校証等の配布の徹底を図る。

2 具体的な指導

- (1) 全校集会や学年集会で全体指導をした後、学級単位等で具体的な指導を行う。
- (2) 学校発信の通知等に不審者被害事故防止について掲載し、保護者へ周知する。
- (3) 慣例的な指導にならないように注意を払いながら、繰り返し指導する。
- (4) 補習や部活動、校外行事などの様々な場面において、担当教員や部活動顧問等から常に注意喚起する。

3 その他【参考】

埼玉県警察

- ・「犯罪情報官ニュース(メールマガジン・情報官日報)のご案内」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0011/kurashi/jouhoukanannai.html>

- ・「メールマガジン犯罪情報官 NEWS の登録・変更・解除について」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0011/kurashi/jouhoukan-mailtouroku.html>

- ・「埼玉県警察が発信している4つの犯罪・防犯情報ツール」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/c0011/kurashi/4tool.html>

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 上條 岳

TEL 048-830-6964